| | |
|---|---|
| （監査証明の手続）<br>**第二十五条**　［略］<br>［2・3　略］<br>4　金融庁組織令第三十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された監査に関する基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる監査に関する基準に該当するものとする。<br>（適用の一般原則）<br>**第三十条**　［略］<br>［2～4　略］<br>5　金融庁組織令第三十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する基準は、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準及び前項に規定する一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査に関する基準に該当するものとする。<br>備考　表中の［　］の記載は注記である。 | （監査証明の手続）<br>**第二十五条**　［同上］<br>［2・3　同上］<br>4　金融庁組織令第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された監査に関する基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる監査に関する基準に該当するものとする。<br>（適用の一般原則）<br>**第三十条**　［同上］<br>［2～4　同上］<br>5　金融庁組織令第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する基準は、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準及び前項に規定する一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査に関する基準に該当するものとする。 |

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

**○総務省令第百六号**

金融庁組織令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十六号）の施行に伴い、地方独立行政法人法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年八月七日

総務大臣　林　芳正

地方独立行政法人法施行規則の一部を改正する省令

地方独立行政法人法施行規則（平成十六年総務省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （会計の原則）<br>**第三条**　［略］<br>2　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第三十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。<br>［3　略］ | （会計の原則）<br>**第三条**　［同上］<br>2　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。<br>［3　同上］ |

備考　表中の［　］の記載は注記である。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

**○総務省令第百五号**

金融庁組織令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十六号）の施行に伴い、独立行政法人統計センターに関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年八月七日

総務大臣　林　芳正

独立行政法人統計センターに関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人統計センターに関する省令（平成十五年総務省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （会計の原則）<br>**第九条**　［略］<br>2　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第三十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。<br>［3　略］ | （会計の原則）<br>**第九条**　［同上］<br>2　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。<br>［3　同上］ |

備考　表中の［　］の記載は注記である。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

**附　則**

この省令は、金融庁組織令の一部を改正する政令の施行の日（令和八年八月七日）から施行する。